

かわら版

東大で働くすべての方へ

2023-2号 (2023/2/13)

東京大学教職員組合発行

TEL / FAX: 03-5841-7971 (ext. 27971)

<https://tousyoku.org>

何かおかしいと感じたら syokikyoku@tousyoku.org まで

解雇事案をめぐる公開質問

2022年3月11日付で本学大学院教授（男性・60歳代）に対する解雇処分がなされました。大学側は当該教授が外部の人物に論文の代筆を依頼したと述べ、就業規則第38条第5号に定める「大学法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合」に該当するとの理由を記しています。藤井輝夫総長に、以下の点を公開で質問いたします。

詳細な質問項目はこちら

1. 未遂の行為を罰している点についての質問

総長は、当該教員の指導の結果、「剽窃」論文が書かれる可能性を指摘し、解雇処分を下しました。執筆されていない論文の「剽窃」を根拠に処罰をすることは、行われていない行為を罰することです。どう正当化できるのか、ご説明ください。

2. 懲罰優先の方針についての質問

当該教員の行為は刑事罰に抵触するものではありません。そのような場合、解雇の前に警告等がなされてきましたが、今回は突然の解雇です。大学運営を懲罰優先の方針に変えたということですか。

3. 平等原則を逸脱している点についての質問

本件は、匿名の通報に始まり、結果として解雇処分としました。匿名の指摘のあった指導行為のみを執拗に調べ、メール上の表現を理由に解雇するということは、とうてい平等とは言えません。どのように規則適用の平等性を確保しようとしているのでしょうか。

4. 慎重な審議を妨げている現行の決定方法についての質問

懲戒委員会においては、調査報告書を基にした審議は、一度限りの短時間のものでした。その結果、解雇が決定されました。議案の二度掛けも再審査もありませんでした。なぜ慎重な審議を行わないのでしょうか。

5. 匿名の通報やメールに関する質問

当該教員に対しては、勤務先等に匿名の中傷メールが寄せられています。真偽不確かな情報が飛び交うネット社会であるからこそ、十全な説明が求められます。総長は十全な説明をしてきたのでしょうか。

岡田泰平
東京大学教職員組合 執行委員長

なお、今泉柔剛理事が以下の団体交渉で本質問に対する回答をしてくださいます。ご関心のある方は、以下の団体交渉にぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。なお非組合員の方は、書記局にご一報くださると幸いです。

団体交渉

日時：3月10日（金）10:15-11:15

場所：本郷キャンパス産学連携プラザ2階2AB会議室